

令和5年 第11回浅口市農業委員会議事録

令和5年10月13日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	欠
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	欠
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第16号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第17号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年11月15日（水））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、皆さんお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。
朝が非常に冷え込みまして、風邪を引いたり、またインフルエンザがはやったりして
ますのでお体に十分気をつけていただきたいと思います。よく冷えていますので、何
か稲にはいいらしいんですが、雨がなかなか降りませんので、もう本当に野菜なんか
の水やりも大変だろうと思います。

それでは、これより令和5年第11回浅口市農業委員会を開催いたします。
ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は10名
の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定によ
り、議長において2番渡邊委員、3番友田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。
会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

ここで事務局が発言を求めていますので、これを許可します。

事務局 失礼します。議案に入る前なんですけれども、議案書を事前にお送りさせていただ
いておるんですけど不備がございまして訂正等をお願いできたらと思います。
まず、議案の5ページになりますけれども、お手元の右下のほうに5と書いてある
頁があると思うのですが、こちらのほうで差し替えをお願いしたいと思います。具体
的には、この議案にあります673の案件についてなんですけど、転用の目的等の訂
正がございまして内容が変わってまいりますので差し替えた方で審議のほうをお願い
できたらと思います。

それから、もう一点なんですけれども、6ページになりますが、先ほど追加で配ら
せていただいた6ページの次に利用集積計画、いわゆる利用権設定の議案があるんで
すけれど、その中で1ページ目を漏らしておまして、6ページの次に6-2と右肩
の上のほうに書いてあるやつを加えていただいて、この2枚で利用権設定の審議をお
願いできたらと思います。どうも申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議長 それでは、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としま
す。

661番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼いたします。議案書は2ページになりますのでお開きください。
議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5
年10月13日提出。
番号661、金光町佐方、田、1、158平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人

は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

場所のほうは、地図の1ページ、2ページというところになります。ちょうど佐方のみわ記念病院の信号から約1キロぐらい南に入ったところになります。交換ということで、交換の部分が、これは農地で、もう農地から外れたら載ってないんですかね。多分10年ぐらいまでは田んぼで使いよったところ、これがちょうどもう今10年ほど、七、八年かな、もう木が生えたような、そういった形の状況になってるんで農地から外れてるようなところと思います。それと交換ということで、交換先のほうが譲渡し人の管理する土地と近いということで今回交換になったという事です。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、661番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、670番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号670-1、金光町占見、田、1,303平米。同じく2、金光町占見、田、525平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

地図は、3ページ、4ページになります。場所は、県道にザグザグができていますが、ザグザグの金光店、あそこから西へ200ぐらい行ったところの交差点を北へ入って行って、泉勝院のほうへ行くんですが、北へ300メートルぐらい入ったところなんです。この2件とも、長年遊休農地ということで荒らしとったところなんです。これを今度譲受人が開墾して耕作をするというふうなことです。特に問題はないと思いますので、よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、670番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、671番の件について、事務局の説明を求めます。

議 長 失礼します。番号671、金光町占見、田、99平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡
 委員 し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、
 取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、同じく2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

議 長 地図は、5ページ、6ページになります。柵池の南東のところに山陽本線の踏切があ
 るんですが、その踏切のところから新川沿いに200メートルぐらい東へ行ったとこ
 の角の田んぼなんです、小っちゃい田んぼなんです、隣の〇〇〇〇ですか、これ
 を作っている人が譲受けということになるんですが、長年小作ということでこの譲受
 人が耕作をしてます。譲渡し人のほうが〇〇〇〇、高齢ということで、終活というこ
 とで耕運してほしいというふうな話があったということです。特に問題ないと思いま
 すので、よろしく願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

議 長 それでは、671番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、675番の件について、事務局の説明を求めます。

議 長 失礼します。番号675、鴨方町六条院西、田、267平米。譲受人は、〇〇〇
 〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必
 要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、私から補足説明を行います。

委員 位置図につきましては、7ページ、8ページであります。場所は、向月公会堂より
 東に約100メートルのところに位置します。譲渡し人は高齢のため管理できず、ま
 た田までの距離もあるため、譲り渡すものであります。別に問題ないと思われま
 す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員 ただいま説明いたしました。

議 長 質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、675番の件についてご異議ありませんか。

議 長 異議なし声

委員 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、676番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号676、鴨方町六条院西、畑、162平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、私から補足説明をさせていただきます。
位置図につきましては、同じく7ページ、8ページであります。場所は、向月公会堂より南東に約40メートルのところに位置します。譲渡し人は、もう年取ったから農業はできないあというふうなことを言われておりまして譲り渡すものであります。別に問題はないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明をいたしました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、676番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、678番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号678、鴨方町益坂、田、452平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は交換になります。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 この物件は678、679、3者で話し合っ土地の交換で話がついたという事です。別に問題ないと思いますから、よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、678番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、679番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号679、鴨方町益坂、田、339平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 柚木です。

今の678の譲渡人が〇〇〇〇さんですけど、それを交換の条件でこちらの土地をもらうと、そういう話がついたらしいですから、別に問題ないと思います。よろしく

お願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、679番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、681番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号681-1、鴨方町六条院西、田、327平米。同じく2、鴨方町六条院西、田、550平米。同じく3、鴨方町六条院西、田、656平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、私の担当地区なので補足説明をさせていただきます。
位置図は、11、12ページであります。681-1はドレンシーという会社から北に約100メートルのところに位置します。また、2、3につきましては、ドレンシーという会社より北約100メートルのところに位置します。1、2、3とも農地としては少し荒れており、譲受人が少しでも荒れた農地をどうにかしたいという気持ちで譲り受けたものであります。これからそこで農業をするということであり、別に問題はないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
ただいま説明をいたしました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、681番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、682番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号682-1、寄島町、田、345平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2、寄島町、田、235平米。同じく3、寄島町、田、200平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 12番梶原です。
この件は、682-2番、3番をお持ちの譲渡し人のほうが施設に入られたということで、その土地の譲渡を行う関係で、682-1番がその〇〇〇〇になられて親族なんですけれども福岡のほうにいらっしゃるということで、同時に譲ってくれという話が出来

上がりまして。場所を言ってませんでした。すみません。地図が13ページ、14ページで複雑なんですけれども、寄島線龍城院のほうから300メートルほど南へ下った場所で、信号のある交差点より少し北寄りになります。譲受人のほうがその土地の横にいらっしゃる方で、すぐ隣に住んでいらっしゃる方で、農地の面倒を見てくれるということで譲渡しができたそうです。問題ないかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、682番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。

　　続きまして、686番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　失礼します。番号686-1、鴨方町小坂西、田、35平米。同じく2、鴨方町小坂西、田、919平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、9番虫明委員が欠席のため、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 　失礼します。地図は、15ページ、16ページになります。場所でございますけれども、鴨方西小学校を西に約500メートルぐらい行ったところになります。近くの家とのセットでの取得とのことでございます。担当委員から支障なしというふう聞いております。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、686番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。

　　続きまして、691番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　失礼します。番号691-1、鴨方町益坂、田、370平米。同じく2、鴨方町益坂、田、440平米。同じく3、鴨方町益坂、畑、345平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　柚木です。

　　地図は、17、18になります。場所は農免道から北へ50メートルぐらい入った

川沿いの物件だと。この件は、譲渡し人が高齢のためもうできないと。この人は〇〇〇〇なもんですから、〇〇〇〇のほうへ譲るといって格好で話がついたらしいです。問題ないと思いますから、審議のほうよろしくをお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。
それでは、691番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。
議案第36号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
660番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は4ページになりますのでお開きください。

議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について。令和5年10月13日提出。

番号660、金光町佐方、田、261平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　　次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 　　3番友田です。

地図のほうは、19ページ、20ページになります。場所のほうは、佐方まで新しいバイパスが通ってますが、その信号から南のほうに約100メートルから150メートルぐらい行ったところになります。現状はもう草地みたいな形で、もう駐車場みたいに使われております。なぜするかというと、成年後見人さんの話ですけど、もう実際には作るあてでもないし、駐車場のほうに変更するというところらしいです。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。
それでは、660番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、662番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号662、金光町佐方、畑、154平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要はほかの土地と合わせて〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題

なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と道路または雑種地となります。よろしくお願いたします。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図のほうで、21、22ページになります。こちらの土地は〇〇〇〇番というか、〇〇〇〇の番地がありますけれど、これは昔申請人が住んでいたというか生まれ育った旧屋というか、古いおうちという形になります。今はもうこちらに誰も住んでいないということで、こちらのほうを壊して建て売り住宅にすると。畑になってますけれど、これは今の土地に付随している畑みたいな形なので、これも併せて住宅開発、建て売り住宅にするというふうに聞いております。特に問題はないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、662番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、688番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号688、鴨方町深田、畑、19平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は墓地で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はございません。墓地開発の手続も行われております。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は墓地です。よろしくお願いたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

地図は、23ページ、24ページになります。場所は鴨方中学校より西へ行ったところに鴨方クリニックという医院がありますが、そこから南へ約150メートル行ったところに浅口市のふれあい農園があります。そのふれあい農園から南西へ約100メートルぐらい行ったところになります。一応墓地にしたいというようなことらしいんで、家のすぐ近くなんですけれど、問題ないかと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、688番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議案第37号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

673番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は差し替え後の5ページになりますのでよろしくお願いいたします。

議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年10月13日提出。

番号673、金光町地頭下、畑、95平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地となります。よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

地図は、25、26ページになります。ゴルフの打ちっ放しが柵池のところにあるんですが、あれからずっと北へ入って行って、400メートル入っていったところです。長年荒らしとるといふか管理だけしとったというような土地らしいんですが、譲受人が隣に空き家があつて、長年空き家になつて、そこを購入して今のこの物件と併せて開発をするということらしいです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、673番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、677番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号677、鴨方町六条院西、田、262平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、私から補足説明をさせていただきます。

位置図は、7ページ、8ページです。場所は向月公会堂より東に約50メートルのところに位置します。譲受人が地元に戻りたいという気持ちがありまして土地を探したところ、譲渡し人との話がついたようです。別に問題はないと思われそうですが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明いたしました。

質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、677番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、683番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号683-1、寄島町、田、283平米。同じく2、寄島町、田、342平米。同じく3、寄島町、田、504平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしく願いいたします。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。
委員 12番梶原です。
先ほどの682番の案件と同じく、譲渡しの方がここでその譲受人がちょうど向かいぐらいになります。そこで商売をされていて、その駐車場用に3筆を譲り受けるという話がまとまったようです。問題はないかと思われ。よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、683番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、692番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号692、寄島町、田、396平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしく願いいたします。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。
委員 梶原です。
位置図は、27ページ、28ページになります。寄島線の先ほどの673番案件の信号よりさらに南へ500メートル位いった辺りにあります。団地の一角にある土地なんですけれども、譲渡し人が同級生の娘さんが譲受人の奥さんであり話がまとまったようで、問題はないかと思われ。周りにも家がたくさんあって、田んぼがそこがもう最後の田んぼなんですけど、購入して自宅にされるようです。よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、692番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、674番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。議案書は6ページになりますのでお開きください。

議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和5年10月13日提出。

番号674、鴨方町六条院中、田、252平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしく願いいたします。

議長 それでは、私から補足説明をさせていただきます。

位置図は、29、30ページであります。場所は山陽高校の北約100メートルのところと位置します。山陽高校の寮のすぐ横になります。譲渡し人はなかなか管理ができず、譲受人が勤務に近いところの土地を探していたところ、話がついたものであります。別に問題ないと思われませんが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、674番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、689番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。番号689、鴨方町深田、畑、19平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は墓地で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。墓地に関する手続もなされております。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は墓地です。よろしく願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

地図は、23ページ、24ページになります。先ほどの688の土地の隣になります。貸出人と借受人、この方は義理の息子さんになるそうです。一緒にここへ墓をとというようなことらしいんで問題はなかろうかと思われます。ご審議よろしく願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、689番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
 議案第38号農用地利用集積計画についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。
 なお、大島推進委員が当事者となっている案件があります。推進委員は農業委員会
 法第31条の規定による議事参与の制限の対象ではありませんが、公正を期するた
 め、大島推進委員は該当案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。
 (大島推進委員 退場)

議 長 それでは、説明をお願いします。

事務局 失礼します。申し訳ありませんが、本日お配りいたしました6-2ページをご覧
 いただきたいと思えます。6-2と7ページにわたって説明させていただきます。
 議案第38号農用地利用集積計画について。令和5年10月13日提出。
 それでは、説明いたします。
 番号10番から21番の11件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象
 農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も
 確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。
 利用権設定を受ける者は7名、農地は19筆です。更新が11筆、新規が8筆であ
 り、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
 契約期間は、3年未満が7筆で、3年以上6年未満が10筆、10年以上が2筆とな
 っております。
 続きまして、8ページに移ります。
 1の利用権設定、(1)地目別設定面積につきまして、田、8,310平方メート
 ル、畑、8,009平方メートル、計1万6,319平方メートルです。
 以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。
 大島推進委員に入室をしてもらってください。
 (大島推進委員 入場)

議長 それでは、大島推進委員に報告します。
議案第38号は承認されました。
以上です。
日程第4、報告事項に移ります。
報告第16号農地法第18条の規定による合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は9ページになりますのでお開きください。
報告第16号農地法第18条の規定による合意解約通知について。令和5年10月13日提出。
番号656、鴨方町益坂、田、424平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年8月21日、引渡し年月日は令和5年11月1日です。
なお、この借受人の解約がほかにもう一件ございます。
次に、番号663、寄島町、畑、177平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年8月20日、引渡し年月日は令和5年8月31日です。
なお、この借受人の解約がほかにも7件ございます。
次に、10ページの中ほどになります。
番号687、鴨方町深田、畑、750平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年9月19日です。
番号690、鴨方町益坂、田、370平米。同じく2、鴨方町益坂、田、440平米。同じく3、鴨方町益坂、畑、345平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年9月19日です。
番号694、金光町占見新田、畑、165平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年9月12日、引渡し年月日は令和5年11月15日です。
以上になります。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。
報告第17号形状変更届を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は11ページになりますのでお開きください。
報告第17号形状変更届について。
番号659、金光町須恵、畑、529平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、畑に盛土で、〇〇〇〇。
番号680、鴨方町小坂西、田、721平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。
番号684、金光町地頭下、田、1,229平米のうち920平米。申請人は、〇

〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。

番号685-1、鴨方町六条院西、田、42平米。同じく2、鴨方町六条院西、畑、30平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田と畑に盛土で、〇〇〇〇です。
以上になります。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いいたします。

事務局 ①視察研修について

②令和5年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について

③令和6年浅口市農業委員及び農地利用最適化推進委員改選について

④最適化活動について

⑤次回の農業委員会について

議 長 ないようでしたら、以上で終わりたいと思います。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時46分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月13日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩